

第26号議案

令和2年9月1日
総務課

令和2年度労働基準監督業務の実施計画の変更について

令和2年3月26日付けで決定された令和2年度労働基準監督業務の実施計画を下記のとおり変更する。

記

1 勤務状況調査及び定期監督等

令和2年度については、都庁全体で特別体制のもと新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでいる状況を踏まえるとともに、新型コロナウイルス感染症対策として、事業場職員と調査員が対面する状況を極力避けるため、全事業場（759事業場）を対象とした書面調査（勤務状況調査）のみを実施し、当初計画において実施を予定していた実地調査（定期監督及び安全・有害物調査）は、原則、中止とする。

なお、書面調査の結果を勘案し、必要と認める場合には、実地調査を実施する。

2 調査実施時期（勤務状況調査）

調査実施期間を令和2年6月～9月に変更して実施 【変更前:令和2年4月～5月】

3 調査結果の取扱い

当該年度のみならず、過去5年間のデータから経年で比較し、傾向を分析した上で調査結果を報告し、都の事業場における労働安全衛生に関する資料として、今後の定期監督指導等の参考とする。

4 年間実施計画

別紙「令和2年度事業実施計画（労働基準監督業務）＜変更案＞」のとおり

令和2年度 事業実施計画（労働基準監督業務）＜変更案＞

		内容	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
定期監督等	実施計画等	○調査対象事業場選定												★	
		○翌年度実施計画											適用事業場 調査・決定	翌年度実施 計画作成	
	定期監督	知事部局等	○本庁事業場	新型コロナウイルス感染症対策のため 定期監督等は、原則、中止とする。 （なお、勤務状況調査の結果を踏まえ、必要に応じて、実施する場合あり）											
			○出先事業場												
		警視庁	○本庁・警察署												
		東京消防庁	○本庁・消防署												
都立学校	○都立高校、特別支援学校等														
安全・有害物調査	○定期監督と同時に実施														
勤務状況調査	○適用全事業場（759箇所） に対し実施 ○過去5年の調査結果を定期監督 調査結果報告時に活用													★	
緊急調査	○重大事故、法令違反の疑い等の 事象が起こった場合に緊急に実施	←	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	→	
特定機械等の検査等	○各届出時に実施	←	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	→	

★ は、委員会付議事項

令和2年度 事業実施計画（労働基準監督業務）＜当初案＞

		内容	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
定期監督等	実施計画等	○調査対象事業場選定	学校・知事本庁 事業所選定				消防・警察・知事出先 事業所選定								★	
		○翌年度実施計画						★					適用事業場 調査・決定	翌年度実施 計画作成		
	定期監督	知事部局等	○本庁事業場（7箇所） 6月下旬～7月下旬調査予定				調査 実施	調査結果 報告								★
			○出先事業場（11箇所） 11月～12月上旬調査予定								調査 実施	調査 結果 報告 (知事・ 警察)	★			
		警視庁	○本庁・警察署（14箇所） 10月～11月上旬調査予定							調査 実施						
		東京消防庁	○本庁・消防署（8箇所） 9月～10月上旬調査予定						調査 実施	調査 結果 報告 (消防・ 警察)	★					
都立学校	○都立高校、特別支援学校等 (20箇所) 5月中旬～7月中旬調査		調査 実施													
安全・有害物調査	○定期監督と同時に実施 (30箇所程度を予定)		調査 実施					調査 実施								
勤務状況調査	○適用全事業場（759箇所） に対し実施 ○過去5年の調査結果を定期監督 調査結果報告時に活用	調査 実施		結果 集計						調査 結果 報告					★	
緊急調査	○重大事故、法令違反の疑い等の 事象が起こった場合に緊急に実施	←-----→ (随時実施)														
特定機械等の検査等	○各届出時に実施	←-----→ (随時実施)														

★ [] は、委員会付議事項